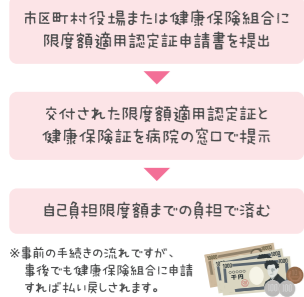


「限度額適用認定証」手続きの流れ！



※事前の手続きの流れですが、事後でも健康保険組合に申請すれば払い戻されます。
※70歳以上の場合、健康保険証と高齢受給者証(75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」のみ)を提示すれば自己負担限度額までに抑えることができます。

申請をしないと、お金は戻ってこない？
高額療養費制度は加入している健康保険組合などに申請しないと払い戻されないので注意が必要です。制度を知らず、利用しない人もいるのでしっかり申請をしましょう。
国民健康保険の加入者はお住まいの市町村役場で申請でき、お金が戻ってくるのは2〜3カ月後になります。入院などが決まっている場合は、事前に健康保険組合などで手続きをして「限度額適用認定証」の交付を受けておきましょう。病院窓口にて認定証を提出することで自己負担限度額までの支払いで済み医療費の出費が抑えられます。

—平成30年8月から70歳以上の上限額が変わります—

適用区分	外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1160万円～ 年収約770万円～約1160万円 年収約370万円～約770万円	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%
一般	年収約156万円～約370万円 (年間上限144,000円)	57,600円
低所得	II住民税非課税世帯 I住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	24,600円 15,000円

見直し後～平成30年8月診療分から

適用区分	外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1160万円～ 年収約770万円～約1160万円 年収約370万円～約770万円	252,600円+(医療費-842,000)×1% 167,400円+(医療費-558,000)×1% 80,100円+(医療費-267,000)×1%
一般	年収約156万円～約370万円 (年間上限144,000円)	57,600円
低所得	II住民税非課税世帯 I住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	24,600円 15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合は4回目から上限額が下がります。

「高額療養費制度」改正が行われている
高額療養費制度は、社会の変化や医療・介護保険制度の強化などの観点から、改正が行われています。直近では平成29年、平成30年の2回にわたって70歳以上の高額療養費制度が変更されています。今年8月の改正から高齢者でも経済的な負担能力(年収)でも

がある高額所得者は現役の人並の負担へと引き上げられる予定です。
今回の改正の背景は増え続ける医療費を抑制し、世代間の公平を図るために余力のある高齢者へ一定の負担を求めたもの。この先も制度改正の可能性が十分に考えられるので制度の確認をしておく必要があります。

ファイナンシャルプランナーが解説

公的保障の「高額療養費制度」について知ろう

医療費が高額になった場合に一部を払い戻す「高額療養費制度」。この制度を知っておくと医療費に備える保険を効率よく見直すことができます。

監修
よっぴゆうこ
世継祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター
福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「がんサーターネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。
http://www.ff-fukuoka.com

Q 保険の見直しを検討しています。30代になり入院のリスクなどを考えると医療保険などは手厚くした方が良いのでしょうか?
宗像市在住30歳 男性

A 医療の保障を考える際にまず思い浮かべるのは「医療保険」という方が多いかもしれません。その前に、まずは公的保障である「高額療養費制度」を確認しましょう。
健康保険加入者なら受けることができる社会保障制度があります。

例 100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合(70歳未満・年収500万円の所得者の例)

医療費 100万円	窓口負担 30万円	自己負担 高額医療費	健康保険で支払う医療費
高額医療費として支給 30万円 - 87,430円 = 212,570円		負担の上限額 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円	212,570円が高額療養費として支給され、実際の自己負担は87,430円となります

ひと月の上限額
年収約370万円～約770万円の場合
80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
※毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

何となく保険の見直しや加入を検討するのはなく、貯蓄や掛金、公的な保障制度とのバランスをトータルで考えて判断することが大事ですね。

今回のまとめ
高額療養費制度以外にも医療費控除や傷病手当金など公的な保障制度があるので、知識を身に付けておき活用しましょう。高額療養費制度は、医療費の全てが対象となるわけではなく、差額ベッド代や入院時の食費などは支給の対象外です。入院が長引けば家計の負担が増すことも考えられます。
万が一に対応できる貯蓄を備えつつ、公的保障の範囲では補えないもの、貯蓄だけでは対応できないものを民間の保険でカバーするという視点も大切です。掛金と保障のバランスも考え必要な分を効率よく準備しましょう。

高額療養費制度とは
健康保険に加入していれば治療費の自己負担は3割ですが、万が一入院や手術など高額な治療費が発生するようになると、費用のことを不安に思う方もいるかもしれません。そんなときに強い味方になるのが「高額療養費制度」です。
高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で1カ月に支払った医療費が一定額以上になった場合、超えた分のお金が戻ってくる公的な制度です。負担する一定額は年齢や年収によって異なります。
1ヵ月で100万円の治療費がかかり、3割負担で30万円を支払ったとしても自己負担限度額は8万7430円になり、申請をすれば差額の21万2570円は戻ってきます。
※年収約370万～約770万円の所得者の場合